

# 鳥取県公報

平成19年7月6日(金) 第7903号

毎週火・金曜日発行

			目
$\Diamond$	告	示	環境美化促進地区の指定の一部改正 (5件) (572~576) (循環型社会推進課)・・・・2 環境美化促進地区の指定の廃止 (577) (〃)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
$\Diamond$	公	告	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知 (6件)(森林保全課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

# 示

### 鳥取県告示第572号

平成9年鳥取県告示第766号(環境美化促進地区の指定について)の一部を次のように改正し、平成19年7月6 日から施行する。

平成19年7月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線 が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、 改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

### 改正後

改正前

鳥取県環境美化の促進に関する条例(平成9年鳥取 県条例第15号) 第9条第1項の規定に基づき、環境美 化促進地区を次のとおり指定するので、同条第4項の 規定により告示する。

その区域を表示した図面は、鳥取県生活環境部循環 村役場に備え置いて縦覧に供する。

(1)及び(2) 略

鳥取県環境美化の促進に関する条例(平成9年6月 鳥取県条例第15号) 第10条第1項の規定に基づき、環 境美化促進地区を次のとおり指定するので、同条第4 項の規定により告示する。

その区域を表示した図面は、鳥取県生活環境部廃棄 型社会推進課、各総合事務所並びに関係市役所及び町 物対策課、各保健所及び保健所支所並びに関係町村役 場に備え置いて縦覧に供する。

(1)及び(2) 略

### 鳥取県告示第 573 号

平成10年鳥取県告示第589号(環境美化促進地区の指定について)の一部を次のように改正し、平成19年7月6 日から施行する。

平成 19 年 7 月 6 日

鳥取県知事 平 # 伸 治

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線 が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、 改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

### 改正後

改正前

鳥取県環境美化の促進に関する条例(平成9年鳥取 化促進地区を次のとおり指定するので、同条第4項の 規定により告示する。

鳥取県環境美化の促進に関する条例(平成9年6月 県条例第15号)<u>第9条第1</u>項の規定に基づき、環境美 │鳥取県条例第15号)<u>第10条第1</u>項の規定に基づき、環 境美化促進地区を次のとおり指定するので、同条第4 項の規定により告示する。

その区域を表示した図面は、鳥取県生活環境部循環 型社会推進課、各総合事務所並びに関係市役所及び町 村役場に備え置いて縦覧に供する。

### (1) 指定する地区

地区名	市町村	地区の区域	
略			
鳥取市青	鳥取市	1 国道9号の次の区間	
谷町鳴り		起点 平成16年11月1日	
砂の浜・		市町村合併前の気高	
長尾岬地		町との境界	
区		終点 湯梨浜町との境界	
		2 1の北側の区域	
略			
2) 略			

その区域を表示した図面は、鳥取県生活環境部廃棄 物対策課、各保健所及び保健所支所並びに関係市役所 及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。

### (1) 指定する地区

地区名	市町村	地区の区域
略		
鳥取市青	鳥取市	1 国道9号の次の区間
谷町鳴り		起点 平成16年11月1日
砂の浜・		市町村合併前の気高
長尾岬地		町との境界
区		終点 湯梨浜町との境界
		2 1の北側の区域
米子市米	米子市	1 米子水鳥公園の一部及
子水鳥公		び第1駐車場
園地区		2 市道彦名新田中央線の
		次の区域
		起点 米子市彦名町1640
		- 4 地先
		終点 米子市彦名新田
		665地先
略		

(2) 略

### 鳥取県告示第 574 号

平成11年鳥取県告示第751号(環境美化促進地区の指定について)の一部を次のように改正し、平成19年7月 6日から施行する。

平成 19 年 7 月 6 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線 が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、 改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後 改正前

鳥取県環境美化の促進に関する条例(平成9年鳥取 県条例第15号) 第9条第1項の規定に基づき、環境美 化促進地区を次のとおり指定するので、同条第4項の 規定により告示する。

その区域を表示した図面は、鳥取県生活環境部循環

鳥取県環境美化の促進に関する条例(平成9年6月 鳥取県条例第15号)第10条第1項の規定に基づき、環 境美化促進地区を次のとおり指定するので、同条第4 項の規定により告示する。

その区域を表示した図面は、鳥取県生活環境部廃棄 型社会推進課、各総合事務所並びに関係市役所及び町物対策課、各保健所及び保健所支所並びに関係市役所 村役場に備え置いて縦覧に供する。

### 1 指定する地区

1	1日足りる	) 地区		
	地区名	市町村	地区の区域	
	略			
	鳥取市浜	鳥取市	1 市道浜村温泉みどり1号	
	村ふれあ		線の次の区間	
	いの道地		起点 国道9号	
	区		終点 県道郡家鹿野気高線	
			2 鳥取市気高町新町三丁目	
			の一部(新町1号公園の区	
			域)	
			3 鳥取市気高町北浜三丁目	
			の一部(北浜公園の区域)	
	略			
2	2 略			

及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。

### 1 指定する地区

地区名	市町村	地区の区域
略		
鳥取市浜	鳥取市	1 市道浜村温泉みどり1号
村ふれあ		線の次の区間
いの道地		起点 国道9号
区		終点 県道郡家鹿野気高線
		2 鳥取市気高町新町三丁目
		の一部(新町1号公園の区
		域)
		3 鳥取市気高町北浜三丁目
		の一部(北浜公園の区域)
米子市淀	米子市	1 米子市淀江町淀江の一部
江町今津		(宇田川河口から御大師川
・淀江海		河口までの淀江海岸、淀江
岸地区		漁港臨港道路の北側の区域
		及び御台場公園)
		2 米子市淀江町今津の一部
		(淀江漁港から妻木川河口
		の東側222メートルの地点
		までの今津海岸)
略		

### 鳥取県告示第 575 号

平成14年鳥取県告示第163号(環境美化促進地区の指定について)の一部を次のように改正し、平成19年7月6 日から施行する。

2 略

平成19年7月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改 正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

> 改正後 改正前

鳥取県環境美化の促進に関する条例(平成9年鳥取県 条例第15号) <u>第9条第1項</u>の規定に基づき、環境美化促 県条例第15号) <u>第10条第1項</u>の規定に基づき、環境美 進地区を次のとおり指定するので、同条第4項の規定に 化促進地区を次のとおり指定するので、同条第4項の より告示する。

その区域を表示した図面は、鳥取県生活環境部循環型

鳥取県環境美化の促進に関する条例(平成9年鳥取 規定により告示する。

その区域を表示した図面は、鳥取県生活環境部循環 社会推進課、東部総合事務所及び鳥取市役所に備え置い型社会推進課、鳥取保健所生活環境課及び鳥取市役所 て縦覧に供する。 生活環境部環境課に備え置いて縦覧に供する。 1及び2 略 1及び2 略

### 鳥取県告示第 576 号

平成16年鳥取県告示第20号(環境美化促進地区の指定について)の一部を次のように改正し、平成19年7月6 日から施行する。

平成19年7月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改 正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

> 改正後 改正前

鳥取県環境美化の促進に関する条例(平成9年鳥取 県条例第15号)第9条第1項の規定に基づき、環境美化│県条例第15号)第10条第1項の規定に基づき、環境美 促進地区を次のとおり指定するので、同条第4項の規定 化促進地区を次のとおり指定するので、同条第4項の により告示する。

その区域を表示した図面は、鳥取県生活環境部循環型 社会推進課、東部総合事務所及び若桜町役場に備え置い 型社会推進課、東部福祉保健局八頭支局及び若桜町福 て縦覧に供する。

1及び2 略

鳥取県環境美化の促進に関する条例(平成9年鳥取 規定により告示する。

その区域を表示した図面は、鳥取県生活環境部循環 祉環境課に備え置いて縦覧に供する。

1及び2 略

### 鳥取県告示第577号

平成13年鳥取県告示第130号(環境美化促進地区の指定について)は、廃止する。

平成19年7月6日

鳥取県知事 平 井 治

### 鳥取県告示第578号

平成19年鳥取県告示第439号(大規模小売店舗の新設の届出について)により告示した(仮称)今井書店錦町 店に係る大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定に基づく新設の届出について、同 法第8条第1項の規定に基づく意見書が提出されたので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示 し、及び縦覧に供する。

平成19年7月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 意見を提出した市町村

米子市

- 2 米子市の意見の概要
  - (1) 荷さばき施設が比較的民家に近いため、早朝及び夜間の荷さばき作業により発生する騒音に注意するこ
  - (2) 空調機等の室外機及び排気口からの騒音に注意すること。
  - (3) 深夜における駐車場利用者の不用意な騒音発生に注意すること。
  - (4) 照明による光害発生に注意すること。
- 3 縦覧に供する期間

平成19年7月6日から1月間

4 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目 220

鳥取県商工労働部経済政策課

米子市糀町一丁目 160

鳥取県西部総合事務所県民局

米子市加茂町一丁目1

米子市経済部商工課

### 鳥取県告示第 579 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号) 第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年7月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

倉吉市円谷町字畑抜391の4、392から394まで、395の4、字砂堀り396の4、397から403まで、404の3、 405の4、字瀧ノ谷407の5、408の4、409、410、411の1、412、416、417の2、418の2、418の3、字猫又 谷413、414、415の1、岩倉字笹ヶ谷984の2、985の2から985の4まで、986の2、字三井ヶ谷997の2、998、 999O 2

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものと する。
    - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

**倉吉市円谷町字上砂谷382の2、字獅子舞谷383、字マムシ谷384の1、384の5、字宮ノ谷386、387、388の** 1、388の6、455、字七曲り谷389の4、字畑抜390の3、字黒谷420の1、420の3、421、422、字バリ谷423、 426、字ノボシ谷427、428、429の1、字九谷437から443まで、字足谷450の1、450の3、451、454の1、字 大桁463、464の1、465

土砂の流出の防備

- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものと する。
    - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧 に供する。)

### 鳥取県告示第580号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号) 第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年7月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字三朝字大畑奥91の1、91の2、字井尻谷96の2、97、字東京110、111、字小木脇223の1、 字湯谷東224の1、226の1、227の1、227の2、263、字湯谷西247、248の1、250、252から254まで、255の 1、256、262の1、266の1、字湯谷口283の1、284

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものと
    - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字三朝字下平205の2・216の1・字小木脇218の1 (以上3筆について次の図に示す部分に 限る。)

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (ア) 主伐は、択伐による。
    - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものと する。

- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び三朝 町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 鳥取県告示第581号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号) 第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年7月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 東伯郡三朝町大字片柴字小夏根404から418まで
  - (2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものと する。
    - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字片柴字仲谷523、字荒尾1179の1、字家ノ上1458、1459、1461から1468まで、字後口谷1520、 字小栗谷1568から1584まで

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものと する。
    - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び三朝町役場に備え置いて縦覧 に供する。)

## 鳥取県告示第582号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号) 第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年7月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字坂本字丸尾476

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものと する。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字余戸字寺谷279、280、字樋ヶ谷530、字新崎535の1、大字坂本字市谷335、345の1、字 居護谷362、字葛野460の2、字坪谷905から907まで、909、字逸散原1187

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものと する。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び三朝町役場に備え置いて縦覧 に供する。)

### 鳥取県告示第583号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から指定居宅介護支援の 事業を廃止した旨の届出があったので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成19年7月6日

鳥取県日野総合事務所長 谷 口 真 澇

氏名 (名称及び代	住所(主たる事務	居宅介護支援事業を行	居宅介護支援事業を行っ	廃止年月日
表者の氏名)	所の所在地)	っていた事業所の名称	ていた事業所の所在地	<b>廃业</b> 平月日
社会福祉法人日	日野郡日野町黒坂	社会福祉法人日野町社	日野郡日野町根雨899-1	平成19年6月30日
野町社会福祉協	1247 — 1	会福祉協議会居宅介護		
議会		支援事業所		
会長 小谷三郎				

森林法 (昭和 26 年法律第 249 号) 第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき 森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、 同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 7 月 6 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、 森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変 更予定の告示(平成19年6月12日付鳥取県告示第518号)の内容 (告示の内容)
  - (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

澤田良作	岩美郡岩美町大字浦富字坊谷 3081 の 5
米田千代治	岩美郡岩美町大字浦富字坊谷 3081 の 50
"	岩美郡岩美町大字浦富字坊谷 3081 の 51
仲野 順都	岩美郡岩美町大字浦富字養宗 3105
永美 只藏	岩美郡岩美町大字浦富字養宗 3108
仲野 順都	岩美郡岩美町大字浦富字屋敷谷 3145
玉川弥四郎	岩美郡岩美町大字浦富字屋敷谷 3157
澤田圓次郎	岩美郡岩美町大字浦富字屋敷谷 3162
永美 清吉	岩美郡岩美町大字浦富字屋敷谷 3165
澤田 勇造	岩美郡岩美町大字浦富字屋敷谷 3171
"	岩美郡岩美町大字浦富字屋敷谷 3172
油浅 武敏	岩美郡岩美町大字浦富字辻西側 3178 の 1

- (2) 保安林として指定された目的
  - 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期齢 以上のものとする。
    - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全 課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

- 3 通知の掲示場所 岩美町役場
- 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法 (昭和26年法律第249号) 第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき 森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、

同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成19年7月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、 森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変 更予定の告示(平成19年6月12日付鳥取県告示第519号)の内容 (告示の内容)
  - 1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

小西安太郎	岩美郡岩美町大字陸上字笹原 1540 の 2
西谷 傳蔵	岩美郡岩美町大字陸上字笹原 1541 の 2

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期 齢以上のものとする。
    - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

山口茂一郎	岩美郡岩美町大字大羽尾字浜頭 348
濵尾乙太郎	岩美郡岩美町大字大羽尾字浜頭 350
JJ	岩美郡岩美町大字大羽尾字浜頭 351

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期

齢以上のものとする。

- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び岩美町役場に備え 置いて縦覧に供する。)

- 3 通知の掲示場所 岩美町役場
- 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

森林法 (昭和26年法律第249号) 第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき 森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 7 月 6 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、 森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変 更予定の告示(平成19年6月12日付鳥取県告示第520号)の内容 (告示の内容)
  - (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

橋本喜代治	人頭郡八頭町明辺字晩ノ谷 682 の 7
11	八頭郡八頭町明辺字晩ノ谷 682 の 8
村上 忠藏	八頭郡八頭町明辺字晩ノ谷 682 の 17
森田 益雄	八頭郡八頭町明辺字石ヶ平 683 の 11
奥田 絢子	八頭郡八頭町明辺字石ヶ平 683 の 12
奥田 壽	II .
奥田 はな	II .
山本 傅六	八頭郡八頭町明辺字石ヶ平 683 の 13
村上 忠藏	八頭郡八頭町明辺字石ヶ平 683 の 15
前田市太郎	八頭郡八頭町明辺字石ヶ平 683 の 16
前田 善藏	人頭郡八頭町明辺字石ヶ平 683 の 19
有本みね子	八頭郡八頭町明辺字石ヶ平 683 の 20
前田市太郎	人頭郡八頭町明辺字深山本谷 684 の 29
"	人頭郡人頭町明辺字深山本谷 684 の 30
宮崎春三	人頭郡人頭町明辺字深山本谷 684 の 31

前田竹太郎	八頭郡八頭町明辺字深山本谷 684 の 39
西浦 元治	II
前田 善藏	八頭郡八頭町明辺字深山本谷 684 の 40
山本 平藏	II
橋本 満義	八頭郡八頭町明辺字深山本谷 684 の 42
村上 忠藏	II
的場辰太郎	人頭郡人頭町明辺字深山本谷 684 の 45
西浦 元次	II
宮崎 茂	八頭郡八頭町明辺字山中 710 の 37

水源のかん養

- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢 以上のものとする。
    - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び八頭町役場に備え 置いて縦覧に供する。)

- 3 通知の掲示場所 八頭町役場
- 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法 (昭和26年法律第249号) 第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき 森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、 同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 7 月 6 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、 森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変 更予定の告示(平成19年6月15日付鳥取県告示第525号)の内容 (告示の内容)
  - 1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

池谷惣四郎 岩美郡岩美町大字荒金字上才ノ木682(次の図に示す部分に限る。)

池谷 栄造	n .
岩崎 長吉	n
岡本 鹿藏	n
岡本豊太郎	n
加納 友藏	n
加納和太郎	II
加納 益藏	n
加納 常藏	II .
加納 善造	n
加納文沿郎	II
加納 三郎	n
加納 寅造	n
加納一	II
加納忠太郎	II
加納 吉藏	II
加納 佐太	n
小林 重治	II
小林沿郎造	II
小林丈四郎	II .
小林 金光	II
小林與太郎	n
北村繁太郎	n
北村菊太郎	II .
北村千嘉藏	II .
北村 亀吉	II .
北村豊太郎	n
北村 秀藏	II
北村 義和	II
北村 音藏	II
北村 善吉	n
北村藤太郎	n
北村重太郎	II
北村 直藏	n

笹尾米太郎	n
炭山 鹿藏	n
谷岡 とゐ	n .
谷口 よし	II .
西垣てる子	n .
西垣 林藏	n .
西川 富藏	II
西川吉太郎	II .
西山藤三郎	II
橋本粂太郎	II
橋本 長六	II
山本 藤造	n
山本千賀造	II
山本作太郎	n .
山口莊太郎	II .
山下市太郎	П
山下吉太郎	n .
山脇 国造	n .
みつい開発 株式会社	岩美郡岩美町大字浦富字大清水堤谷 2989
"	岩美郡岩美町大字浦富字大清水堤谷 2990
高田 荘藏	岩美郡岩美町大字浦富字轟キ 3000
上野竹次郎	岩美郡岩美町大字浦富字田井坂 3051
"	岩美郡岩美町大字浦富字ハゲノ前 3054
"	岩美郡岩美町大字浦富字ハゲノ前 3055

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期 齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

中尾 豐弘 岩美郡岩美町大字外邑字滝谷下側 571

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (ア) 主伐は、択伐による。
    - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期 齢以上のものとする。
    - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全 課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

- 3 通知の掲示場所 岩美町役場
- 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき 森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、 同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成19年7月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、 森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変 更予定の告示(平成19年6月15日付鳥取県告示第526号)の内容 (告示の内容)
  - (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

尾崎 脩	八頭郡八頭町柿原字徳道畑 607
IJ	八頭郡八頭町柿原字徳道畑 608
"	八頭郡八頭町柿原字徳道畑 609
尾崎 進	八頭郡八頭町柿原字馬頭東平 635 の 1
公賀 京示	人頭郡八頭町柿原字馬頭東平 635 の 3
尾﨑信次郎	八頭郡八頭町柿原字馬頭東平 635 の 7
高橋劇太郎	八頭郡八頭町柿原字馬頭東平 635 の 11
尾﨑信次郎	人頭郡人頭町柿原字馬頭東平 635 の 14
尾﨑 安藏	人頭郡八頭町柿原字馬頭東平 635 の 16

尾崎荘太郎	人頭郡八頭町柿原字馬頭東平 635 の 21
公賀 京示	八頭郡八頭町柿原字馬頭東平 635 の 22
尾崎荘太郎	八頭郡八頭町柿原字馬頭東平 635 の 23
尾﨑喜次郎	八頭郡八頭町柿原字馬頭東平 635 の 24
公賀 京示	IJ
尾﨑信太郎	八頭郡八頭町柿原字馬頭東平 635 の 27
尾﨑喜次郎	II.
高橋劇太郎	八頭郡八頭町柿原字馬頭東平 635 の 31
"	八頭郡八頭町柿原字馬頭東平 635 の 32
坂尾 久江	八頭郡八頭町柿原字馬頭奥ク 636 の 4
"	八頭郡八頭町柿原字馬頭奥ク 636 の 6
尾崎 脩	八頭郡八頭町柿原字馬頭奥ク 636 の 12
11	八頭郡八頭町柿原字馬頭奥ク 636 の 13
公賀 京示	八頭郡八頭町柿原字馬頭奥ク 636 の 17
尾崎 貞光	八頭郡八頭町柿原字馬頭奥ク 636 の 22
"	八頭郡八頭町柿原字馬頭奥ク 636 の 23
"	八頭郡八頭町柿原字馬頭奥ク 636 の 24
公賀 京示	八頭郡八頭町柿原字馬頭奥ク 636 の 25
"	八頭郡八頭町柿原字馬頭奥ク 636 の 26
尾崎 貞光	八頭郡八頭町柿原字馬頭奥ク 636 の 28
尾崎 脩	八頭郡八頭町柿原字馬頭奥ク 636 の 29
尾﨑 敏秀	八頭郡八頭町柿原字馬頭奥ク 636 の 31
尾崎 脩	八頭郡八頭町柿原字馬頭西平 637 の 2
尾崎 進	八頭郡八頭町柿原字馬頭西平 637 の 3
尾崎荘太郎	八頭郡八頭町柿原字馬頭西平 637 の 4
尾﨑長次郎	八頭郡八頭町柿原字馬頭西平 637 の 6
尾崎 貞光	八頭郡八頭町柿原字馬頭西平 637 の 7
保木本吉雄	八頭郡八頭町柿原字馬頭西平 637 の 9
尾﨑いと枝	八頭郡八頭町柿原字馬頭西平 637 の 10
森下 克己	八頭郡八頭町柿原字馬頭西平 637 の 19
保木本凱夫	八頭郡八頭町柿原字馬頭西平 637 の 21
尾崎 貞光	八頭郡八頭町柿原字馬頭西平 637 の 22
11	八頭郡八頭町柿原字馬頭西平 637 の 23
F	•

尾崎 仲一	八頭郡八頭町柿原字馬頭西平 637 の 26
"	八頭郡八頭町柿原字馬頭西平 637 の 27
保木本茂吉	八頭郡八頭町柿原字三尺 641
高橋劇太郎	八頭郡八頭町柿原字三尺 642
尾崎 貞光	八頭郡八頭町柿原字サカ落シ 643
II.	八頭郡八頭町柿原字サカ落シ 644
II.	八頭郡八頭町柿原字サカ落シ 645
尾崎 脩	八頭郡八頭町柿原字サカ落シ 646
花木甚五郎	八頭郡八頭町柿原字三本杉 647
公賀 京示	八頭郡八頭町柿原字三本杉 650
尾崎 貞光	八頭郡八頭町柿原字三本杉 651
"	八頭郡八頭町柿原字三本杉 652
"	八頭郡八頭町柿原字三本杉 653
尾﨑 安藏	八頭郡八頭町柿原字木地屋敷平 658
尾﨑 武久	八頭郡八頭町柿原字木地屋敷平 664 の 1
尾崎 貞光	八頭郡八頭町柿原字木地屋敷平 664 の 2
尾崎 進	八頭郡八頭町柿原字木地屋敷平 664 の 3
尾崎荘太郎	II .
IJ	八頭郡八頭町柿原字木地屋敷平 664 の 5
尾崎 貞光	八頭郡八頭町柿原字木地屋敷平 664 の 6
II	八頭郡八頭町柿原字木地屋敷平 664 の 10
II.	八頭郡八頭町柿原字木地屋敷平 664 の 11
II	八頭郡八頭町柿原字木地屋敷平 664 の 14
IJ	八頭郡八頭町柿原字木地屋敷平 664 の 18
保木本義男	八頭郡八頭町柿原字木地屋敷平 667
保木本武男	八頭郡八頭町柿原字本谷 671 の 2
尾崎 進	八頭郡八頭町柿原字本谷 671 の 5
有本 幸吉	八頭郡八頭町柿原字本谷 671 の 7
尾崎 貞光	八頭郡八頭町柿原字本谷 671 の 16
有本 幸吉	八頭郡八頭町柿原字本谷 671 の 21
有本 幸吉 保木本吉雄	八頭郡八頭町柿原字本谷 671 の 21 八頭郡八頭町柿原字本谷 671 の 25

保木本劇明	八頭郡八頭町柿原字炭釜 676 の 2
尾崎 貞光	八頭郡八頭町柿原字炭釜 676 の 3
保木本幸三郎	八頭郡八頭町柿原字炭釜 676 の 6
保木本瀧藏	八頭郡八頭町柿原字炭釜 676 の 7
保木本劇明	八頭郡八頭町柿原字炭釜 676 の 8
保木本幸三郎	八頭郡八頭町柿原字炭釜 676 の 9
尾崎 進	八頭郡八頭町柿原字炭釜 677
尾崎荘太郎	八頭郡八頭町柿原字白ドコ 678
11	八頭郡八頭町柿原字白ドコ 679
尾崎 仲一	八頭郡八頭町柿原字白ドコ 680
尾崎信太郎	八頭郡八頭町柿原字倉掛 688
"	八頭郡八頭町柿原字赤倉東平 689
"	八頭郡八頭町柿原字赤倉東平 690
"	八頭郡八頭町柿原字赤倉東平 691
"	八頭郡八頭町柿原字谷頭 692
"	八頭郡八頭町柿原字谷頭 693
"	八頭郡八頭町柿原字谷頭 694
"	八頭郡八頭町柿原字谷頭 695
"	八頭郡八頭町柿原字谷頭 696
"	八頭郡八頭町柿原字谷頭 698
"	八頭郡八頭町柿原字谷頭 699
"	八頭郡八頭町柿原字谷頭 700
11	八頭郡八頭町柿原字谷頭 701
"	八頭郡八頭町柿原字谷頭 702
"	八頭郡八頭町柿原字谷頭 703
尾﨑 八憲	八頭郡八頭町柿原字イツガミ上平 731
"	八頭郡八頭町柿原字イツガミ上平 732
尾崎荘太郎	八頭郡八頭町柿原字イツガミ上平 734
"	八頭郡八頭町柿原字イツガミ上平 735
11	八頭郡八頭町柿原字イツガミ上平 736
11	八頭郡八頭町柿原字イツガミ上平 737
"	八頭郡八頭町柿原字イツガミ上平 738
"	八頭郡八頭町柿原字イツガミ下平 739

"	八頭郡八頭町柿原字イツガミ下平 740
尾崎 くま	八頭郡八頭町柿原字イツガミ下平 741
尾崎荘太郎	八頭郡八頭町柿原字イツガミ下平 742

水源のかん養

- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢 以上のものとする。
    - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び八頭町役場に備え 置いて縦覧に供する。)

- 3 通知の掲示場所 八頭町役場
- 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法 (昭和26年法律第249号) 第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき 森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、 同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 7 月 6 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、 森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変 更予定の告示(平成19年6月15日付鳥取県告示第527号)の内容 (告示の内容)
  - (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

牧生産森林組合	倉吉市菅原字歩行谷 126 の 2
"	倉吉市菅原字歩行谷 129 の 3
平岩 正雄	倉吉市広瀬字釜床 1048 の 7
岸本 政信	倉吉市広瀬字釜床 1048 の 11
II.	倉吉市広瀬字釜床 1048 の 12
"	倉吉市広瀬字釜床 1048 の 13
平岩 正雄	倉吉市広瀬字釜床 1048 の 14

"	倉吉市広瀬字釜床 1048 の 15
岩崎清六	倉吉市広瀬字釜床 1048 の 17
谷口 武寿	倉吉市広瀬字釜床 1048 の 18
平岩 正雄	倉吉市広瀬字釜床 1048 の 19
石坂 定春	倉吉市広瀬字スンヲバ 1138 の 1
"	倉吉市広瀬字杉障子谷 1171 の 2
新田 源市	倉吉市広瀬字杉障子谷 1171 の 11
岩崎 清六	倉吉市広瀬字杉障子谷 1171 の 43
"	倉吉市広瀬字杉障子谷 1171 の 44
大嶋 一宇	倉吉市広瀬字狼谷東平 1172 の 5
"	倉吉市広瀬字狼谷東平 1172 の 8
秋田 梅野	倉吉市広瀬字ハンザケ 1236 の 2
"	倉吉市広瀬字ハンザケ 1236 の 3
谷口裕一郎	倉吉市広瀬字ハンザケ 1236 の 25
IJ	倉吉市広瀬字ハンザケ 1236 の 27
IJ	倉吉市広瀬字ハンザケ 1236 の 29
JJ	倉吉市広瀬字ハンザケ 1236 の 31
"	倉吉市広瀬字ハンザケ 1236 の 32
JJ	倉吉市広瀬字ハンザケ 1236 の 33
"	倉吉市広瀬字ハンザケ 1236 の 34
岩崎 永十	倉吉市広瀬字小狼谷 1238(次の図に示す部分に限る。)
岩崎 清六	倉吉市広瀬字小狼谷 1247 の 8
"	倉吉市広瀬字小狼谷 1248 の 4

水源のかん養

- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢 以上のものとする。
    - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全 課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

- 3 通知の掲示場所 倉吉市役所
- 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則(平成17 年国家公安委員会規則第20号)第4条に規定する検定を次のとおり実施する。

平成19年7月6日

鳥取県公安委員会委員長 足 立 統 一 郎

1 検定に係る警備業務の種別及び級

貴重品運搬警備業務 2級

2 実施日時

平成19年10月6日(土)午前8時30分から午後5時まで

3 実施場所

広島県広島市佐伯区石内南三丁目1-1 広島県運転免許センター2階

4 受検定員

5名程度

- 5 検定の内容
  - (1) 学科試験
    - ア 警備業務に関する基本的な事項
    - イ 法令に関すること。
    - ウ 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両(以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。)並び に車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
    - エ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に 関すること。
  - (2) 実技試験
    - ア 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
    - イ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に 関すること。
- 6 受検資格

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであること。

7 検定申請書の受付期間

平成19年8月27日(月)から同月31日(金)までの日の午前8時30分から午後5時30分まで

8 検定申請書の提出先等

次の警察署に提出すること(持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。)。

- (1) 県内に住所を有する者にあっては、住所地を管轄する警察署
- (2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあっては、当該営業所の所在地 を管轄する警察署
- 9 検定申請書の提出部数等

検定申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 県内に住所地を有する者にあっては、住所地を疎明する書面
- (2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあっては、当該営業所に属す ることを疎明する書面
- (3) 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチ メートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)2葉
- 10 検定手数料及び納付方法

検定手数料は、16,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄には り付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

### 11 その他

- (1) この検定は、鳥取県公安委員会、広島県公安委員会及び島根県公安委員会が共同で実施する。
- (2) 受検者は、筆記用具を持参すること。
- (3) この検定についての問い合わせは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話0857 -23-0110) にすること。